

# 就労継続支援事業(非雇用型)

## 【利用者】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであつて、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者

企業等や就労継続支援事業(雇用型)での就労経験がある者であつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者

就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業(雇用型)の雇用に結びつかなかった者、に該当しない者であつて、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(雇用型)の利用が困難と判断された者

## 【サービス内容等】

通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援。

平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする。

事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表。

利用期間の制限なし。

## 【人員配置】

サービス管理責任者

職業指導員 等

10:1以上

(生産活動支援体制強化型の場合は、7.5:1)

(主な加算(1日につき))

## 【報酬単価(案)】

一般型 460単位 (定員40人以下)

生産活動支援体制強化型 504単位 (定員40人以下)

障害基礎年金1級受給者が、利用者の5割以上である場合  
(現行支援費施設から移行する場合は、2割以上(3年間の経過措置))

+

- ・ 就労移行支援体制加算:13単位  
一般就労等へ移行した後、継続して6ヶ月以上就労している者が、定員の5%以上いる場合
- ・ 目標工賃達成加算 :26単位 等  
平均工賃が地域の最低賃金の1/3以上であり、事業者の設定した目標水準を超える場合